

過誤処理に関するQ & A

過誤処理に関すること			
NO	質問	回答	備考
1	過誤処理とは何か教えてください。	連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合、保険者へ申立をすることで、給付実績を取り下げる処理のことです。過誤には「同月過誤」と「通常過誤」の2種類があり、提出書類・提出期限等、保険者で取り扱いが異なりますので、該当保険者へお問合せください。	
2	生活保護受給者や県外被保険者の過誤はどこに申立を行なえばよいでしょうか。	(生活保護受給者の場合) 介護保険併用の方は保険者へ、H(生保単独)の方は福祉事務所へ申立してください。 (県外被保険者の場合) 該当の県外保険者へ申立してください。	
3	同月過誤と通常過誤の違いについて教えてください。	(同月過誤) 給付実績の取り下げ(過誤)と再請求を同じ月に行なうことです。 行政指導(監査)等により返還金が発生した場合など、過誤金額が大きい場合や過誤申立件数が多い場合に、同月に再請求を行うことで差額調整を行い、支払額への影響を軽減させます。 (通常過誤) 給付実績の取り下げのみを行います。	資料_同月過誤と通常過誤について
4	過誤となった明細書を再請求する場合は、いつ行なえばよいでしょうか。	同月過誤か通常過誤かで再請求の時期が異なります。 (同月過誤の場合) 連合会で過誤処理を行う同月に、必ず再請求を行ってください。 再請求がなかった場合は過誤処理のみを行うことになります。 また、再請求分が審査においてエラー返戻となる場合には差額調整が行えませんので、誤りのないようご注意ください。 (通常過誤の場合) 過誤処理が終了したことを『介護給付費過誤決定通知書』で確認の上、再請求をしてください。	
5	過誤処理が終了したことはどのようにして確認できますか。	連合会での過誤処理終了後、翌月初めに『介護給付費過誤決定通知書』として事業所へ通知します。	
6	過誤をした場合、事業所への支払額はどうなりますか。	過誤処理をした月の審査決定額から過誤調整額を差し引いた金額が支払決定の金額となります。連合会から通知する『介護給付費等支払決定額内訳書』で確認してください。 過誤金額が審査決定金額を上回った場合、事業所への支払額がマイナスになります。この場合、連合会からの請求に基づき指定する期日までに現金一括でお支払いいただくことになります。 過誤金額が大きい場合や過誤申立件数が多い場合には、事前に保険者に相談の上処理を進めてください。	

事業所が誤って請求した場合の対応に関すること			
NO	質問	回答	備考
1	(サービス事業所) 請求内容(サービスコード・日数・回数・単位数等)に誤りがあった場合、どのように対応したらよいでしょうか。	該当保険者へ過誤の申立をして、過誤処理終了後に正しい内容で再請求してください。 誤りがあった箇所のみを過誤することはできません。請求明細書の請求金額全額が過誤の対象となりますのでご注意ください。	
2	(サービス事業所) 加算を付け忘れて請求した場合、どのように対応したらよいでしょうか。	加算のみについて請求することはできません。該当保険者へ過誤の申立をして、過誤処理終了後に正しい内容で再請求してください。	
3	(サービス事業所) 生活保護の情報を入力せずに請求し、保険給付(9割分)が決定した場合、どのように対応したらよいでしょうか。	生活保護に係る介護報酬(1割分)のみを遅れて請求することはできません。該当保険者へ過誤の申立をして、過誤処理終了後に正しい内容で再請求してください。	
4	(居宅支援事業所) サービス計画費を過誤した場合、再請求はどのようにしたらよいでしょうか。	サービス計画費のみ再請求をしてください。給付管理票の提出は必要ありません。 給付管理票の内容に変更がある場合は、給付管理票の作成区分を「修正」として提出してください。	
5	(サービス事業所・居宅支援事業所) 請求明細書・給付管理票とともに誤って決定している場合、どのように対応したらよいでしょうか。	サービス事業所から該当保険者へ過誤の申立をして、過誤処理終了後、居宅支援事業所から給付管理票の修正を提出してください。その後、サービス事業所から再請求をしてください。 ※「過誤処理」と「給付管理票の修正」は同月にはできません。(給付管理票がN7エラーとなります)	